

省エネ改修をされる方へ

固定資産税を減額

◎対象家屋

平成20年1月1日以前から市内に所在する住宅

◎対象工事

工事費が30万円以上の次の改修工事

- ①窓の改修工事
- ②床の断熱改修工事
- ③天井の断熱改修工事
- ④壁の断熱改修工事

※①の工事は必ず行うこと

※①から④までの改修工事により、それぞれの部位が現行の省エネ基準に新たに適合することになること

平成20年1月1日以前から所在する住宅において、平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間に省エネ改修工事を行った場合、次の要件を満たすことにより、当該家屋の固定資産税が翌年度1年間減額される制度ができました。

この制度の適用を受けようとする場合は、改修後3か月以内に必要書類を揃え申請してください。

◎減額対象床面積 1戸当たり120㎡分までを限度とする

◎減額率 1/3

◎減額期間 翌年1年間

◎申請者 当該家屋の所有者または納税義務者

◎申請時期 省エネ改修工事が完了した後、3か月以内

※申請書は税務課及び各支所に備え付けてあります。詳しくは、市ホームページをご覧ください。下記までお問い合わせください。

問い合わせ 税務課 資産税係
☎65-0680 FAX63-4574

家庭教育サポーター養成講座 受講者募集

子育ての課題とともに考えサポートしていただく方を募集します。

- ① 6月25日(水)「子どもの発達と親の役割」
- ② 7月2日(水)「こころを聴く」を学ぶ
- ③ 7月9日(水)「子どもの安全〜予防と対応〜」
- ④ 7月16日(水)「家庭教育の今を考える」

時間 / 10:00〜12:00

(各回とも)

場所 / サントピア水口

(共同福祉施設)

定員 / 30人

受講料 / 無料

(テキスト代等実費負担)

申込締切 / 6月23日(月)

※講座修了後は、親子プレイステーション事業、または学童期を含めた家庭教育推進事業にご参加をお願いします。

問い合わせ 生涯学習課

☎86-8022
FAX 86-8380

税源移譲時の所得変動に係る住民税の減額措置について

平成18年度税制改正において、所得税(平成19年分)と住民税(平成19年度分)の間で税源移譲が行われました。

この改正では、平成18年、平成19年中の所得に大きな変動がない場合、税源移譲によって平成19年度住民税が増えても、その増えた分が平成19年分所得税から減ることで所得税と住民税の負担額の合計が変わらないようになっています。

しかし、平成19年中の所得が大幅に減ることによって所得税が非課税になった場合、調整すべき金額を所得税から差し引くことができず、住民税額の増だけが生ずることとなります。

こういった方については、税源移譲時の所得変動に係る経過措置として、「平成19年度分市民税・県民税減額申告書」を、平成20年7月1日(火)から同月31日(木)までに提出した場合に限り減額措置が適用されます。

詳しい要件、手続きなどについてはお問い合わせください。

減額措置の適用の対象となる可能性の方には、6月下旬に「案内文書」及び「平成19年度分市民税・県民税減額申告書」を郵送しますのでご確認ください。

問い合わせ

税務課 市民税係
☎65-0679
FAX 63-4574